議第54号

高山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年9月2日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い改正しようとする。

高山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

高山市職員の育児休業等に関する条例(平成3年高山市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改 正 前

(育児休業をすることができない職員)

- 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) (略)

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当 する非常勤職員(その養育する子が1歳 に達する日(以下この号及び同条におい て「1歳到達日」という。)(当該子に ついて当該非常勤職員がする育児休業の 期間の末日とされた日が当該子の1歳到

改 正 後

(育児休業をすることができない職員)

- 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) (略)

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

<u>達日後である場合にあつては、当該末日</u> <u>とされた日)において育児休業をしてい</u> る非常勤職員に限る。)

(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの(イ)その任期の末日を育児休業の期間

(ア) その養育する子が1歳に達する日

- (イ) その任期の末日を育児休業の期間 の末日とする育児休業をしている場合 であつて、当該任期を更新され、又は 当該任期の満了後引き続いて特定職に 採用されることに伴い、当該育児休業 に係る子について、当該更新前の任期 の末日の翌日又は当該採用の日を育児 休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- ウ その任期の末日を育児休業の期間の末 日とする育児休業をしている非常勤職員 であつて、当該育児休業に係る子につい て、当該任期が更新され、又は当該任期 の満了後に非常勤職員として引き続き採 用されることに伴い、当該任期の末日の 翌日又は当該引き続き採用される日を育 児休業の期間の初日とする育児休業をし ようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める 日)

- 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で 定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定める日とする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を 養育するため、非常勤職員が当該子の1歳 到達日(当該子を養育する非常勤職員が前 号に掲げる場合に該当してする育児休業又 は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる 場合若しくはこれに相当する場合に該当し てする地方等育児休業の期間の末日とされ た日が当該子の1歳到達日後である場合に あつては、当該末日とされた日(当該育児 休業の期間の末日とされた日と当該地方等 育児休業の期間の末日とされた日が異なる ときは、そのいずれかの日))の翌日(当 該子の1歳到達日後の期間においてこの号 に掲げる場合に該当してその任期の末日を 育児休業の期間の末日とする育児休業をし ている非常勤職員であつて、当該任期が更 新され、又は当該任期の満了後に非常勤職 員として引き続き採用されるものにあつて は、当該任期の末日の翌日又は当該引き続 き採用される日)を育児休業の期間の初日 とする育児休業をしようとする場合であつ て、次に掲げる場合のいずれにも該当する とき 当該子の1歳6か月到達日

(育児休業法第2条第1項の条例で定める 日)

- 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で 定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定める日とする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市の規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達 日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合 に該当してする育児休業又は当該非常 勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若 ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ (略)

しくはこれに相当する場合に該当して する地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である 場合にあつては、当該末日とされた日 (当該育児休業の期間の末日とされた 日と当該地方等育児休業の期間の末日 とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号 に掲げる場合又はこれに相当する場合 に該当して地方等育児休業をする場合 にあつては、当該地方等育児休業の期間 の末日とされた日の翌日以前の日)を育 児休業の期間の初日とする育児休業を しようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする。 育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ (略)

工 当該子について、当該非常勤職員が当 該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前 号に掲げる場合に該当してする育児休業 の期間の末日とされた日が当該子の1歳 到達日後である場合にあつては、当該末 (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で 定める場合は、1歳6か月から2歳に達する までの子を養育するため、非常勤職員が当該 子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳 6か月到達日後の期間においてこの条の規定 に該当してその任期の末日を育児休業の期間 の末日とする育児休業をしている非常勤職員 であつて当該任期が更新され、又は当該任期 の満了後に非常勤職員として引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日 又は当該引き続き採用される日)を育児休業 の期間の初日とする育児休業をしようとする 場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(<u>1</u>)·(<u>2</u>) (略)

日とされた日)後の期間においてこの号 に掲げる場合に該当して育児休業をした ことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で 定める場合は、1歳6か月から2歳に達する までの子を養育する非常勤職員が、次の各号 に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当 該子についてこの条の規定に該当して育児休 業をしている場合であつて次条第7号に掲げ る事情に該当するときは第2号及び第3号に 掲げる場合に該当する場合、市の規則で定め る特別の事情がある場合にあつては同号に掲 げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到 達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこ の条の規定に該当し、又はこれに相当する 場合に該当して地方等育児休業をする場合 にあつては、当該地方等育児休業の期間の 末日とされた日の翌日以前の日)を育児休 業の期間の初日とする育児休業をしようと する場合

(2) • (3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該 子の1歳6か月到達日後の期間においてこ の条の規定に該当して育児休業をしたこと がない場合 (育児休業法第2条第1項ただし書の人事院 規則で定める期間を基準として条例で定める 期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書 の人事院規則で定める期間を基準として条例 で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で 定める特別の事情)

- 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)~(4) (略)
 - (5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

 $(6) \cdot (7)$ (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、 当該育児休業に係る子について、当該任期 が更新され、又は当該任期の満了後に非常 勤職員として引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。 (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で 定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)~(4) (略)

(5) • (6) (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、 当該任期の末日を育児休業の期間の末日と する育児休業をしている<u>もの</u>が、当該任期 を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該 育児休業に係る子について、当該更新前の 任期の末日の翌日又は<u>当該採用の</u>日を育児 休業の期間の初日とする育児休業をしよう とすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規 則で定める期間を基準として条例で定める期 間) (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算 して1年を経過しない場合に育児短時間勤務 をすることができる特別の事情)

第12条 育児休業法第10条第1項ただし書 の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事 情とする。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(7) (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第 3条(第5号に係る部分に限る。)及び第12条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用に ついては、なお従前の例による。

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の 人事院規則で定める期間を基準として条例で 定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算 して1年を経過しない場合に育児短時間勤務 をすることができる特別の事情)

第12条 育児休業法第10条第1項ただし書 の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事 情とする。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(7) (略)